

## 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する耐震診断義務化沿道建築物の所有者等が当該建築物の耐震改修等を実施するにあたり、これに要する費用の一部を助成することにより、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）で定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断義務化沿道建築物 法第7条第3号に掲げる建築物をいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等が所有する建築物又は建築物の部分を除く。
- (2) 診断士 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「施行規則」という。）第5条第1項に規定する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している者をいう。
- (3) 施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (4) 耐震診断 診断士が実施する法第2条第1項に規定する耐震診断（敷地の整備に関するものを除く。）で、法第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより行うものをいう。
- (5) 耐震設計 診断士が実施する耐震改修の計画及び設計（敷地の整備に関するものを除く。）をいい、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に行うものをいう。
- (6) 耐震改修 施工者が実施する法第2条第2項に規定する耐震改修（敷地の整備に関するものを除く。）で、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に行うもの及び診断士が実施する建築士法第2条第8項に基づき行う工事監理をいう。
- (7) 耐震改修等 耐震診断、耐震設計及び耐震改修をいう。
- (8) 所有者等 次のいずれかの者をいう。
  - ア この要綱に基づき耐震改修等の事業を行う耐震診断義務化沿道建築物の所有者
  - イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者
- (9) 耐震判定委員会等 耐震診断及び耐震設計に関する評価・判定等を行う学識経験者等で構成される委員会等で、川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年川崎市規則第42号）に定めるものをいう。

### (事業要件)

第3条 この要綱に定める助成の対象となる耐震改修等事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断で次に掲げる要件を満たすもの
  - ア 市内に所在する耐震診断義務化沿道建築物であること。
  - イ この要綱以外の助成金等の交付を受けていないこと。ただし、耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年国住市第53号）第2条第1項に定める耐震対策緊急促進事業（以下「耐震対策緊急促進事業」という。）の補助金を除く。
  - ウ 過去にこの要綱に基づく同一事業の助成金の交付を受けていないこと。
  - エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に明らかに違反していない建築物であること。ただし、耐震改修の完了までに是正するものを除く。
- (2) 耐震設計で前号ア及びエに掲げる要件を満たしているもの

(3) 耐震改修で次に掲げる要件を満たすもの

ア 前号に掲げる要件を満たしていること。

イ 耐震設計について法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けたものであって、当該計画に基づく耐震改修であること。

(事業計画書等の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、助成金の交付申請前に、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画承認申請書(第1号様式)に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、耐震改修等事業を申請年度内に完了する場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、承認することを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画承認決定通知書(第2号様式)を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、その内容が不相当であり、承認をしないことを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画不承認決定通知書(第3号様式)にその理由を付して申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定に関わらず、申請者は助成金の交付申請前に、円滑かつ確実に申請が受理されるよう前条の規定による事業要件等について、予め事前相談を行うよう努めることとする。

(事業計画の変更申請、通知等)

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた事業計画の変更をしようとするときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画変更申請書(第4号様式)に変更に関する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画変更承認決定通知書(第5号様式)を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更を認めないことを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画変更不承認決定通知書(第6号様式)にその理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

4 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、その住所、氏名等のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業計画変更届(第7号様式)に変更に関する書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(助成の申請及び通知)

第6条 申請者(2か年度以上に渡り耐震改修等を実施する場合は第4条第2項若しくは前条第2項の規定による通知を受けた申請者)は、当該年度に係る部分について、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付申請書(第8号様式)に必要書類を添えて、市長へ助成金の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、第3条各号に定める要件を満たしているかを審査し、助成金を交付することを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付決定通知書(第9号様式)を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、合理的な理由により助成金を交付しないことを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金不交付決定通知書(第10号様式)にその理由を付して申請者に通知するものとする。

(着手届)

第7条 前条第2項の通知を受けた申請者は、通知の日から30日以内に契約を締結し、耐震改修等に着手するものとし、当該着手の日から4日以内に川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業着手届(第11号様式)に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

- 2 第4条第2項の承認を受け、2か年度以上に渡り補助事業を行う場合は、前項の規定による提出は当初年度のみ行い、次年度以降は不要とする。

(助成金等の変更申請、通知等)

第8条 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた助成金の額に変更が生じるときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付変更申請書(第12号様式)に変更に関する書類を添えて、あらかじめ市長に助成金の額の変更を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付変更決定通知書(第13号様式)を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、変更を認めないことを決定したときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金変更不承認決定通知書(第14号様式)にその理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、助成金の額以外の事項を変更しようとするときは、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業変更届(第15号様式)に変更に関する書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(耐震改修等の取止届)

第9条 申請者は、第6条第2項の規定による通知を受けた耐震改修等を取り止めようとするときは、速やかに川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業取止届(第16号様式)を市長に届け出なければならない。

(完了時まで満たすべき要件)

第10条 完了時まで満たすべき要件は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断事業

耐震診断の結果について耐震判定委員会等により、適正と評価を受けていること。

(2) 耐震設計事業

耐震設計の結果について、耐震判定委員会等により、適正と評価を受けていること。また、法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けるよう努めることとする。

(完了報告等)

第11条 申請者は、耐震改修等を完了したときは、完了日から4日以内に川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業完了報告書(第17号様式)に必要書類を添えて、市長に報告をしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。

- 2 市長は、前項の報告があったとき、その内容を確認しなければならない。
- 3 市長は、前項の確認の結果、必要と認めるときは、検査を実施することができる。

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条の確認及び検査により、耐震改修等が適正に行われ、かつ、報告の内容が第10条各号に定める要件を満たしていると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金額確定通知書(第18号様式)を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第13条 申請者は、前条の通知を受けた場合においては、通知の日から30日以内に、川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付請求書(第19号様式)により、市長に助成金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(指導等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に耐震改修等を適切に行うよう指導をすることができる。

2 市長は、指導の結果の報告を求めることができる。

(助成金交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成金交付決定取消通知書(第20号様式)を通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により第6条第2項又は第8条第2項の通知を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに、助成金の交付請求を行わなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の額)

第17条 市長は、予算の範囲内において、耐震診断に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)に別表第1項の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を助成する。ただし、木造在来工法で地階を除く階数が3以下以外の建築物であり、かつ一戸建ての住宅については、耐震診断に要した費用から、耐震対策緊急促進事業の補助額を除いた額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を助成する。

2 前項における耐震診断に要した費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定に要する費用として1,540,000円を限度として加算することができる。

- (1) 延べ面積1,000㎡以内の部分は3,600円/㎡
- (2) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡
- (3) 延べ面積2,000㎡を越える部分は1,030円/㎡

3 市長は、予算の範囲内において、耐震設計に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に別表第2項の補助率を乗じて得た額又は同表第2項の限度額のいずれか低い額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を助成する。

4 市長は、予算の範囲内において、耐震改修に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に別表第3項の補助率を乗じて得た額又は同表第3項の限度額のいずれか低い額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を助成する。

5 前項における耐震改修に要した費用は、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅については、33,500円/㎡。ただし、店舗等の用途を兼ねるものにおいては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。
- (2) 前号に掲げる共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3以上のものについては、49,300円/㎡
- (3) 前各号以外の建築物については、50,300円/㎡

(財産の処分)

第18条 助成金の交付を受けた申請者は、耐震改修等により効用の増加した財産を助成の目的に反

して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、または担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27川ま建管第3344号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日28川ま建管第3459号）

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29川ま建管第3262号）

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日30川ま建管第1363号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 川崎市耐震診断義務化沿道木造建築物耐震改修工事助成金交付要綱（平成28年3月31日）は廃止する。

別表（第17条関係）

|   |      | 木造在来工法で地階を除く階数が3以下の建築物 |            | 左記以外の建築物 |             |
|---|------|------------------------|------------|----------|-------------|
|   |      | 補助率                    | 限度額        | 補助率      | 限度額         |
| 1 | 耐震診断 | 3/4                    | 50,000円    | 5/6      | —           |
| 2 | 耐震設計 | 3/4                    | 100,000円   | 2/3      | 1,400,000円  |
| 3 | 耐震改修 | 3/4                    | 1,350,000円 | 2/3      | 40,000,000円 |